

卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取り組みの概要

※本校学則より抜粋

(成績の評価)

第24条 授業科目の単位の授与は、試験の成績により行う。

- 2 授業科目の評価は上位より優(100～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)及び不可(60点未満)をもって表示し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。
- 3 本校における試験は、Ⅰ部は定期試験(中間試験、学期末試験及び卒業認定試験)及び臨時試験、Ⅱ部は定期試験(学期末試験及び卒業認定試験)とする。
  - (1) 試験を受ける場合は必ず学生証を携帯しなければならない。
  - (2) 学生証を忘れた場合は、所定の用紙に手数料を添えて許可を得なければならない。
  - (3) 試験については、各授業科目それぞれ100点満点で評価する。
  - (4) 3年生の後期末試験は、卒業認定試験をもって替える。
  - (5) 卒業認定試験は、必須問題50点満点のうち40点未満、一般問題200点満点のうち120点未満を不合格とする。
- 4 該当学期におけるそれぞれの授業科目の出席時数が、次の各号に達していない者は、原則として当該科目の単位は認められない。
  - (1) 講義・演習・実技・実習科目 授業時間の5分の4以上
  - (2) 臨床実習 授業時間全て
- 5 定期試験で不合格の授業科目があった者に対しては、該当科目の再試験を行うことがある。
- 6 病気その他、やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者に対しては、届出により追試験を許可することがある。
- 7 追試験・再試験を受験する者は、所定の用紙に記入し、当該科目分の受験手数料を添え、指定期日までに申請し、許可を得なければならない。
- 8 休学中の者は、その学年時の試験を受けることができない。
- 9 授業料等の納入が完了していない場合は、原則として試験を受けることができない。

・卒業の認定の実施に際しては卒業認定会議を実施し、その結果を学校運営会議に諮り、卒業の認定としている。